

(一関市骨寺村荘園交流施設条例施行規則の一部を改正する規則)

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
冷暖房料（ルームエアコン）	1時間	50円	暖房料（ストーブに限る。）	1時間	100円
暖房料（ストーブ）	1時間	50円。ただし、使用した燃料の消費量と同量の燃料を補充してこれに代えることができる。			
電気器具等（消費電力500W以上のものに限る。） を持込使用する場合の電気料金	1回につき消費電力量1kWhまで	50円	電気器具等（消費電力の合計が500Wを超える場合に限る。） を持込使用する場合の電気料金	コンセント1か所につき1時間（コンセント1か所当たりの消費電力は1500Wまでとする。）	50円
	1回につき消費電力量1kWhを超える場合	3kWhまでは100円とし、3kWh増えるごとに50円を加算する。			
備考 改正部分は下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。